

保福審第 18 号

平成 24 年 11 月 15 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市保健福祉審議会

委員長 石 田 重 森



障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について（答申）

平成 24 年 3 月 29 日付保在第 1021 号により諮問のあった標記の件について、本審議会は障がい者保健福祉専門分科会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

今後、この答申を踏まえ、条例を制定に向けて取り組まれますとともに、条例施行にあたっては、各事業者への周知や円滑な施行に取り組まれますよう切に希望します。

記

1 審議会の結論

障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、厚生労働省令で定める基準に以下に掲げる項目に関する基準を加え、福岡市の基準とすることが妥当であると判断する。

（1）暴力団の排除

役員、管理者その他従業者、取引先について暴力団を排除する旨の規定を追加。

（2）非常災害対策の具体的計画の強化

非常災害対策の具体的計画について、安全確保のための行動手順並びに利用者及び従業者への周知方法等に関する項目を追加。

2 判断の理由

本審議会では、「障がい福祉サービス事業の指定基準等を条例に定める際の基本方針※」を定め、障がい福祉サービス事業者等を対象としたアンケートや、障がい当事者団体、事業者団体及び障がい当事者等である障がい者保健福祉専門分科会委員に対するヒアリング、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、審議を行った。

その結果、厚生労働省令で定める基準に加え、福岡市独自の基準として、福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利用することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じるとともに、平成23年3月に起きた東日本大震災の教訓を踏まえ、通所、入所施設における実効性の高い非常災害対策を義務付けることが妥当である。

※ 障がい福祉サービス事業の指定基準等を条例に定める際の基本方針

① 基本は現行の指定基準等

現行の障がい福祉サービス事業の指定基準等（厚生労働省令）に従って適切な事業運営、サービス提供が行われており、福岡市が独自に定める内容を除き、従来どおりの各基準省令と同じ内容を定めることで、円滑な事業継続が図られる。

② 福岡市独自基準の設定に当たっての考え方

障がい福祉サービス事業の指定基準等の福岡市独自基準については、事業所アンケートや障がい者、事業者へのヒアリングの結果、実地指導結果を参照しつつ、利用者のサービス利用、事業者の事業運営に与える影響等を踏まえ、個別具体的に福岡市の状況等に照らし、より適切で実情にあった基準を検討して、定める。

なお、障がい福祉サービスの報酬等の改定を伴う福岡市独自基準の設定は行わない。

○附帯意見

今回の審議において、次に掲げる事項を「要綱等の運用で対応するもの」として整理したところであり、その対応について検討されたい。

- (1) グループホーム・ケアホームの障がい福祉サービス事業所との同一敷地禁止の特例について
- (2) 別居親族に対するサービス提供の制限（居宅介護等）
- (3) 地域活動支援センター（利用定員 10人未満）の設置
- (4) 短期入所におけるサービス方針の明示